

東京都廃棄物審議会計画部会第4回 会議次第

日時 令和3年3月29日（月） 10時00分～12時00分

形式 WEB会議

- 議事
- （1）現行計画の個別指標について
 - （2）将来推計と新たな目標について
 - （3）施策の方向性（案）について
 - （4）その他

< 配付資料 >

- 資料1 東京都廃棄物審議会計画部会委員名簿
- 資料2 東京都資源循環・廃棄物処理計画指標実績値
- 資料3 将来推計と新たな目標
- 資料4 東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（案）
- 資料5 東京都資源循環・廃棄物処理計画 改定スケジュール（予定）
- 参考資料1 東京都廃棄物審議会計画部会第3回会議録
- 参考資料2 東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策整理表

東京都廃棄物審議会計画部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長
蟹 江 憲 史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
後 藤 麻 里	東京商工会議所産業政策第二部主任調査役
斉 藤 崇	杏林大学総合政策学部 教授
佐 藤 泉	弁護士
田 崎 智 宏	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室 室長
橋 本 征 二	立命館大学理工学部 教授
松 野 泰 也	千葉大学大学院融合理工学府 教授
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 教授
森 本 英 香	早稲田大学法学部 教授

東京都資源循環・廃棄物処理計画 指標実績値

現行の東京都資源循環・廃棄物処理計画に示されている指標のうち、下記について実績を示す。

○資源ロスに関する指標

- ・都民 1 人当たり食品ロス量

○適正処理に関する指標

- ・第三者評価制度認定結果を基に処理業者を選んでいる排出事業者の割合
- ・不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標（産廃スクラム 36 内の不法投棄件数）

○エネルギー利用に関する指標

- ・都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

都民1人当たり食品ロス量

表1：都民1人当たり食品ロス量【年間】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都民1人当たり食品ロス量 (kg)	37.3	36.5	37.1
事業系 (kg)	27.6	27.3	28.0
家庭系 (kg)	9.7	9.2	9.1
都内食品ロス量 (万t)	50.4	49.8	51.0
事業系 (万t)	37.3	37.2	38.5
家庭系 (万t)	13.1	12.6	12.5
東京都人口 (人)	13,515,271	13,636,222	13,742,906

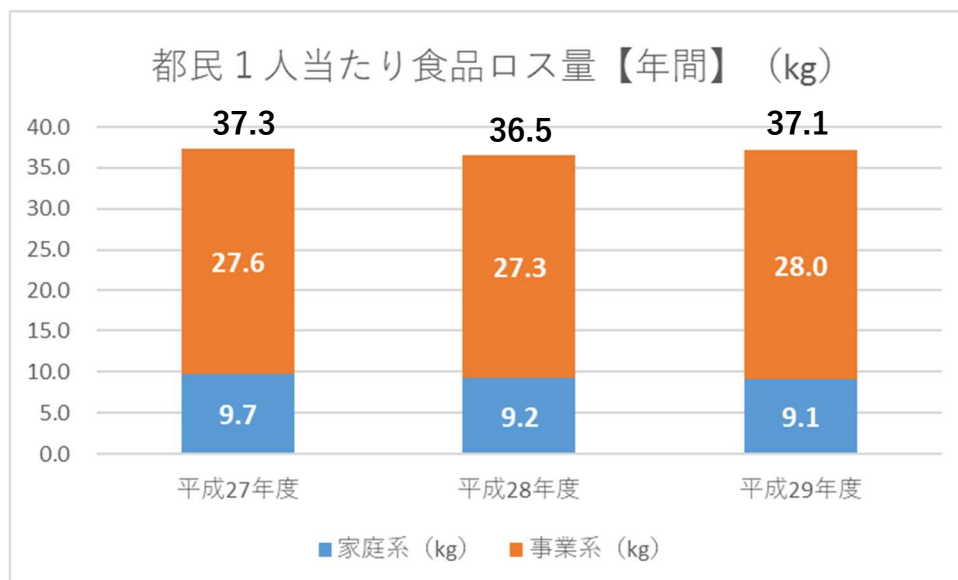


図1：都民1人当たり食品ロス量【年間】

都内食品ロス量を東京都人口で除して算出

○都内食品ロス量

「食品ロス都内発生量調査（令和元年度）」より

○東京都人口

「東京都の人口（推計）」（東京都総務局統計部）より

・平成27年度から平成29年度にかけて、都民1人当たり食品ロス量は約37kg前後の横ばいで推移している

・1日当たりに換算すると、平成29年度は都民1人当たり101.7gの食品ロス量となり、家庭系は24.9g、事業系は76.8gであった

※「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」より

第三者評価制度認定結果を基に処理業者を選んでいる排出事業者の割合
(参考値：第三者評価制度認定業者に交付された産業廃棄物管理票枚数の割合)

こちらは指標そのものの数値を算出できないため、参考値として

第三者評価制度認定業者に交付された産業廃棄物管理票枚数の割合を算出

表 2：第三者評価制度認定業者に交付された産業廃棄物管理票枚数の割合

	平成22年度	平成26年度	平成30年度
第三者評価制度認定業者に交付された 産業廃棄物管理票枚数の割合【収集運搬】 (%)	43.2	57.2	58.7
第三者評価制度認定業者に交付された 産業廃棄物管理票枚数の割合【処分】 (%)	31.4	48.7	53.3
第三者評価制度認定業者数【収集運搬】	176	257	238
第三者評価制度認定業者数【処分】	74	98	102

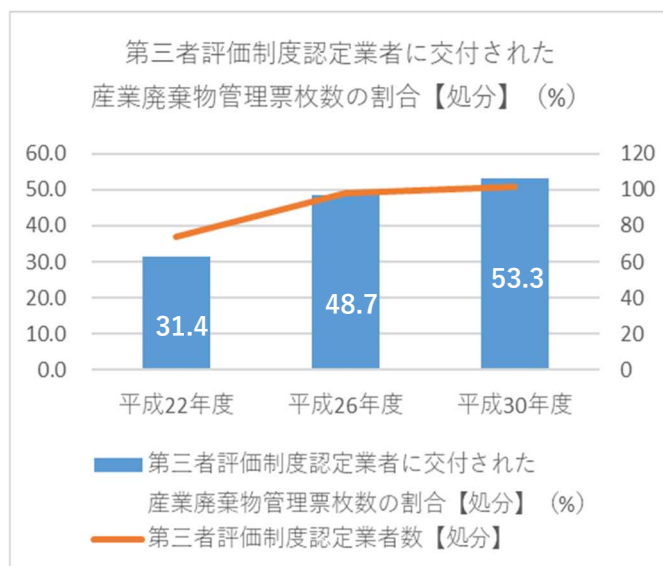
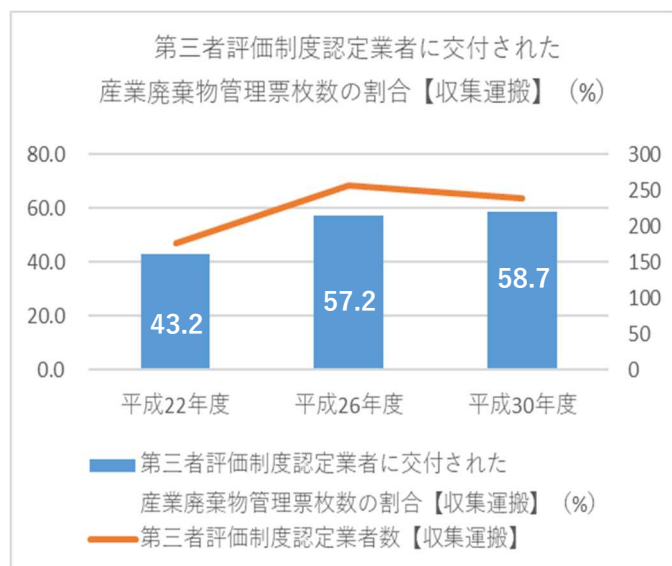


図 2、図 3：第三者評価制度認定業者に交付された産業廃棄物管理票枚数の割合

第三者評価制度認定業者に交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）の枚数を全ての産業廃棄物処理業者に交付された枚数で除して算出

（収集運搬の算出においては、自己運搬された産業廃棄物に交付された枚数を分母から減じている）

交付枚数は東京都に提出された管理票交付等状況報告書を基に計上

・ 第三者評価制度開始の初年度（平成 22 年度）から平成 30 年度にかけて、収集運搬における認定事業者数は平成 26 年度から減少しているものの、収集運搬・処分ともに認定業者へ委託する割合が上昇している

不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標

(産廃スクラム 36 内の不法投棄件数)

表 4：産廃スクラム 36 内の不法投棄動向

	平成11年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産廃スクラム36内の不法投棄件数	295	49	49	52	59	72
産廃スクラム36内の不法投棄量 (t)	232,289	5,915	13,423	8,814	134,522	20,906

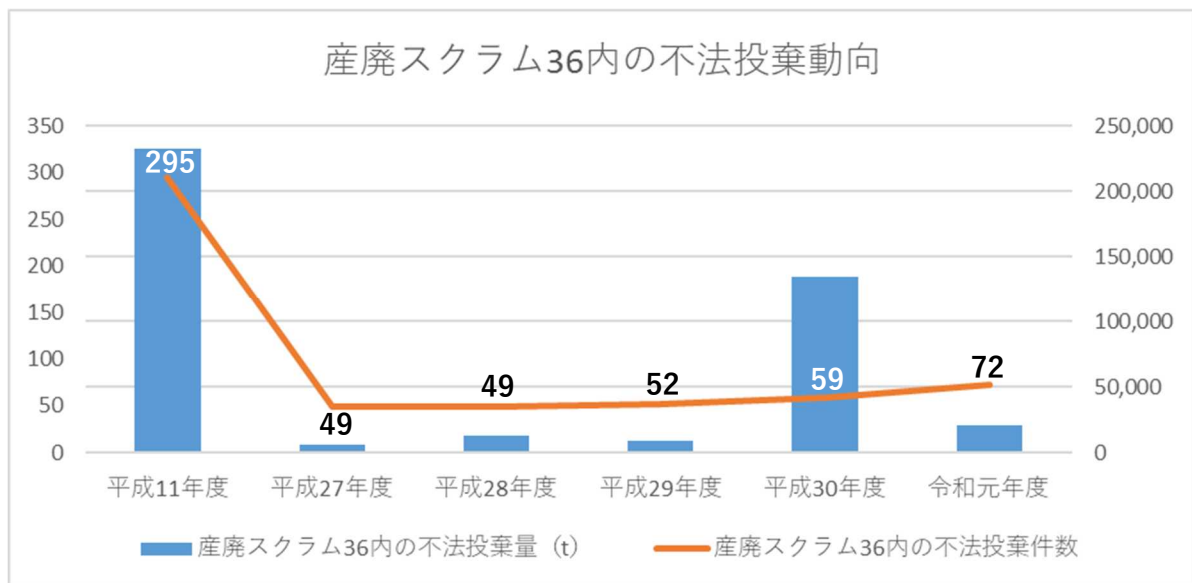


図 6：産廃スクラム 36 内の不法投棄動向

環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況について」より作成

- ・平成 11 年度（産廃スクラム発足の前年）と比較すると、近年の不法投棄件数は大幅に減少している
- ・令和元年度は千葉県で 24 件、茨城県で 21 件、福島県で 8 件を把握
- ・不法投棄量も平成 11 年度と比較すると大幅に減少しているが、平成 30 年度には下記の大規模事案が把握された
 - 千葉県芝山町 59,000t（建設混合廃棄物）
 - 神奈川県横須賀市 65,680t（がれき類）
- ・令和元年度は山梨県で 6,603t、千葉県で 5,791t、埼玉県で 4,990t、茨城県で 2,011t を把握
- ・全国的に投棄される品目は「がれき類」、「建築混合廃棄物」、「木くず」が多く、投棄量も多い

都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

表 5：都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
廃棄物発電の実績（GWh）	1,283	1,347	1,383	1,419	1,467
23区（GWh）	1,114	1,177	1,211	1,232	1,282
多摩地域（GWh）	169	170	172	187	185

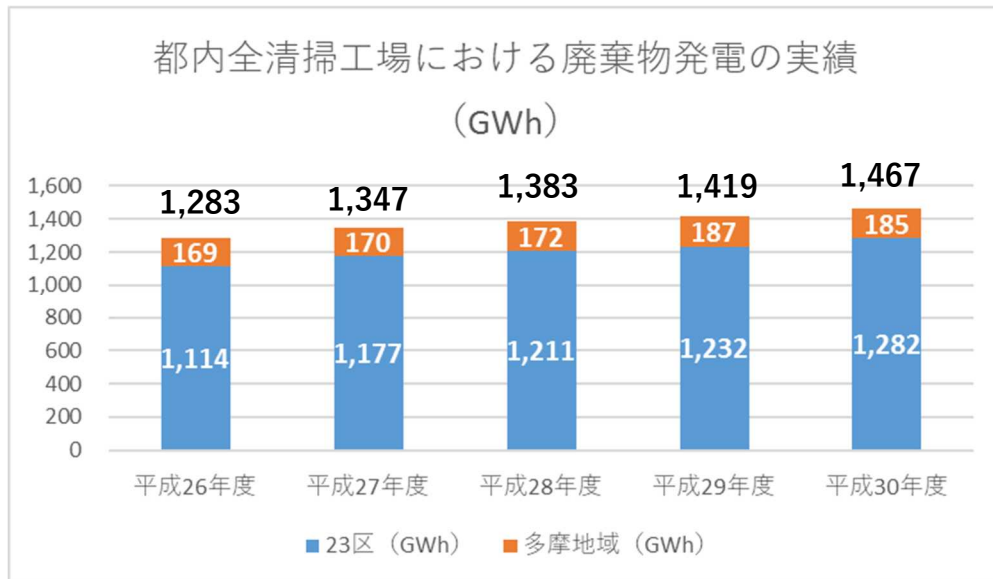


図 6：都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

環境省「一般廃棄物実態調査結果」より作成

- ・平成 26 年度から平成 30 年度まで廃棄物発電の実績は上昇傾向で推移しており、5 年間で約 14% 上昇している
- ・平成 26 年度には大田清掃工場、平成 27 年度には練馬清掃工場、平成 29 年度には新武蔵野クリーンセンター及び杉並清掃工場が完成し、稼働している

将来推計と新たな目標

1 新たな目標の考え方

(1) 目標年度

- 次期計画の計画期間は 2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度であるため、計画期間の終期である 2025（令和 7）年度を目標年度と設定
- また、2015（平成 27）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」や、2019（令和元）年 12 月に策定したゼロエミッション東京戦略等において目標年度としている 2030（令和 12）年度の目標についても併せて設定

(2) 推計シナリオ

- 廃棄物の排出量に影響を及ぼす大きな要因と考えられる都民の生活習慣や消費性向、事業者の事業構造や商習慣、社会経済の構造、それを支える制度や技術トレンドなどについては、短期的にはコロナ禍による影響がみられるものの、目標年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大以前に戻るものと仮定し、「ベースシナリオ」として推計
- ゼロエミッション東京戦略その他の計画等において、既に導入することが決定しており、実施すべき対策及びこれまでの処理実績から達成が見込まれる施策を実施した場合を「基本対策シナリオ」として推計（表 1 参照）

表 1 基本対策シナリオにおける施策

施策内容	排出量	リサイクル量	最終処分量
プラスチック対策	【2030 年度】 ・ワンウェイプラを累積で 25%削減	【2030 年度】 ・プラ焼却量 40%削減した分の一部をリサイクルへ転換	—
食品ロス削減	【2030 年度】 ・家庭系：82 千トン削減 ・事業系：299 千トン削減	—	—
焼却灰のセメント原料化	—	【2025 年度】 ・23 区：116 千トン 【2030 年度】 ・23 区：148 千トン ※多摩部の焼却灰資源化は 2006 年から実施しているため、前提として織り込み済み	【2025 年度】 ・23 区：116 千トン削減 【2030 年度】 ・23 区：148 千トン削減
建設リサイクル推進	—	【2030 年度】 ・金属くず：0.4%向上 ・がれき類：0.9%向上	【2030 年度】 ・リサイクル増加分を削減

2 将来排出量

(1) 一般廃棄物

【家庭ごみ】

○ 家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては、世帯構成によってごみ排出原単位が異なることから、区市町村や一部事務組合が実施しているごみ原単位調査データを元に世帯構成別の原単位を設定（表 2 参照）

○ 粗大ごみ、有害ごみ（多摩、島嶼）、集団回収及びピックアップ（23 区）については、世帯構成に依らず一定量排出されるものと考えられることから、上記調査データを元に世帯当たりの原単位を設定（表 3 参照）

※有害ごみの排出量を集計しているのは多摩及び島嶼のみであり、ピックアップ量を集計しているのは 23 区のみ

○ なお、将来世帯数は総務局の「東京都世帯数の予測（平成 31 年 3 月）」を採用

表 2 世帯類型別の可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ排出原単位及び将来世帯数

世帯類型	原単位 (g/人・日)	2020 年度 (千世帯)	2025 年度 (千世帯)	2030 年度 (千世帯)
①単独世帯（65 歳以上）	884.3	879	921	966
②単独世帯（65 歳未満）	786.9	2,512	2,594	2,619
③夫婦のみ（65 歳以上）	593.1	597	604	621
④夫婦のみ（65 歳未満）	526.8	586	606	615
⑤夫婦と子供（65 歳以上）	593.1	294	291	299
⑥夫婦と子供（65 歳未満）	526.8	1,315	1,319	1,280
⑦一人親と子供（65 歳以上）	593.1	199	204	209
⑧一人親と子供（65 歳未満）	526.8	333	345	343
⑨その他（65 歳以上）	593.1	107	101	97
⑩その他（65 歳未満）	526.8	201	194	179
合計	—	7,024	7,177	7,229

（注）世帯類型別の人数は、①、②が 1 人、③、④が 2 人、⑤～⑩が 1 世帯当たり平均 3.4 人として計算

表 3 その他ごみの原単位

種類	原単位 (g/世帯・日)
粗大ごみ	30.8
有害ごみ	0.6
集団回収	103.3
ピックアップ	9.6

【事業系廃棄物】

- 事業者から排出される廃棄物の排出量は景気動向に左右されると考えられるため、その代表的な指標であると考えられる都内総生産又は国内総生産との関係を元に推計
- 先ず、事業系一般廃棄物の排出量と、都内総生産（実質）及び国内総生産（実質）との関係を見たところ（図 1、図 2 参照）、都内総生産よりも国内総生産の決定係数 R^2 が大きいため、事業系一般廃棄物排出量と国内総生産（実質）との近似式を設定

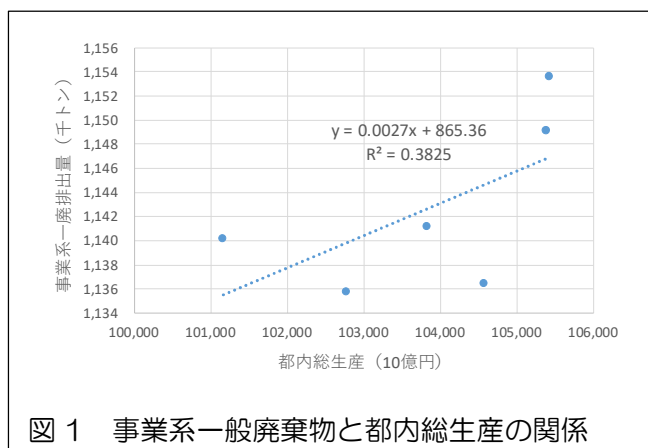


図 1 事業系一般廃棄物と都内総生産の関係

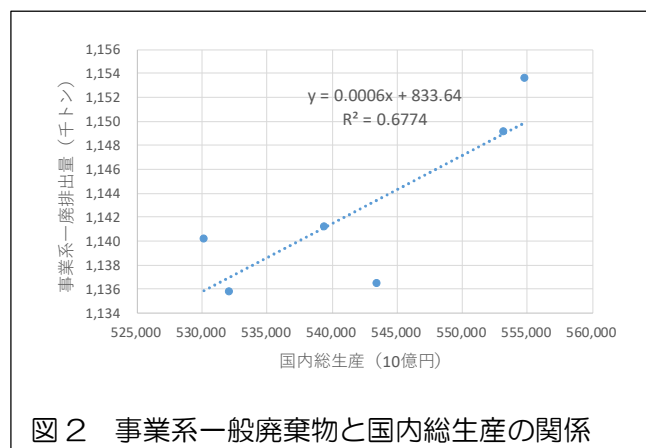


図 2 事業系一般廃棄物と国内総生産の関係

- 将来の国内総生産については、現時点で新型コロナウイルス感染症が経済にどの程度影響するのか不明であるが、緊急事態宣言の再度の発出及び期間の延長による経済活動への負の影響、リモートワークの浸透により相対的に量が多い事業系廃棄物の排出量の削減傾向が一層進むことが考えられるため、民間シンクタンクが公表している「経済見通し」のうち、低めの経済成長を予測しているシナリオの実質成長率を元に計算
- 事業系一般廃棄物の将来排出量は、将来の国内総生産に図 2 の近似式を外挿して推計
- 最後に家庭ごみに事業系廃棄物を加えた値を一般廃棄物の将来排出量として推計

(2) 産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出量も一般廃棄物と同様に景気動向に左右されると考えられるが、上下水道汚泥については、人口や降雨量などにも影響されると考えられるため、上下水道汚泥とその他産業廃棄物とで異なる推計方法を採用
- 上下水道汚泥については、都内人口、都内民間最終消費支出及び降水量の重回帰式を求めて推計し、その他の産業廃棄物については、その排出量の合計を国民総生産との近似式を求め、その式を外挿して推計
- なお、将来の都内民間最終消費支出については、国内総生産との近似式を求め、その式を外挿して推計し、将来の降水量については、2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの平均値を採用
- 対策の効果を見るには産業廃棄物の種類ごとに排出量を算出した方が対策の検討の際に便利のため、2018（平成 30）年度の種類の割合を排出量の合計に乗じて算出

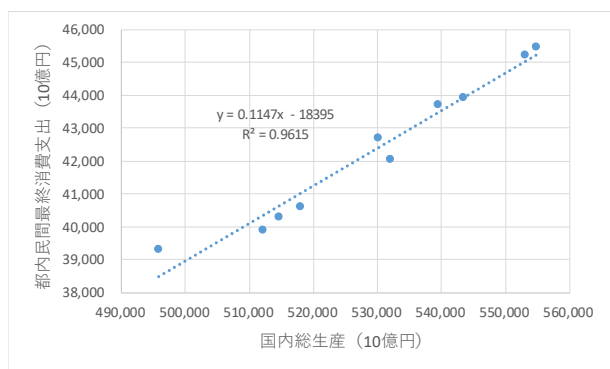


図3 都内民間最終消費支出と国内総生産の関係

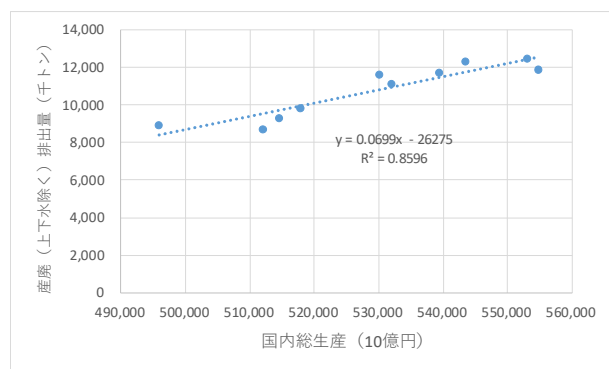


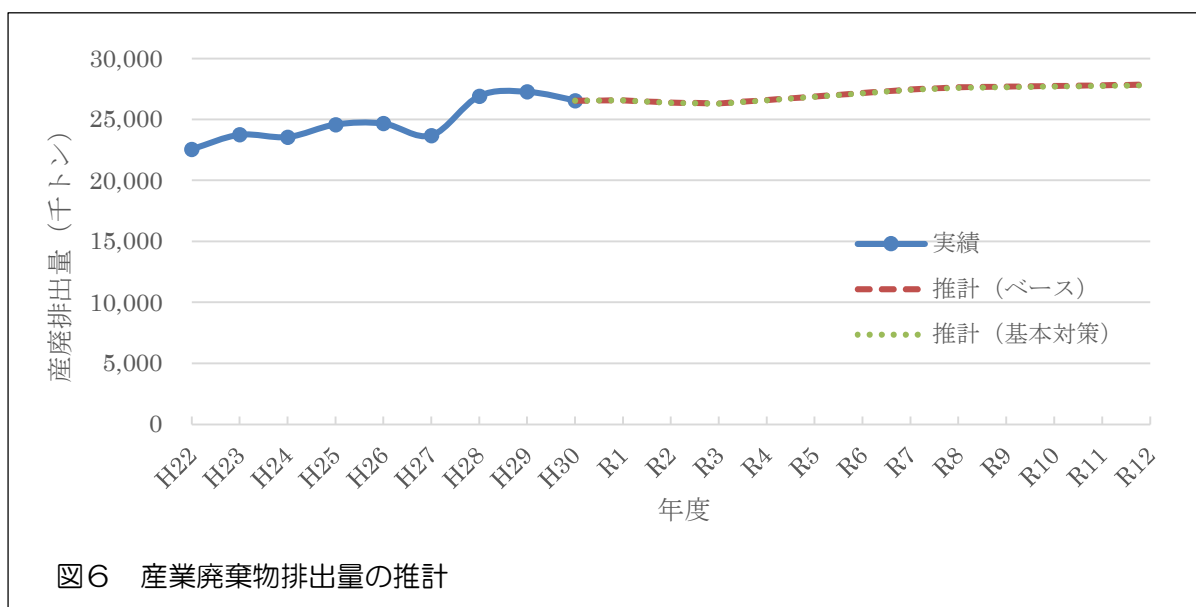
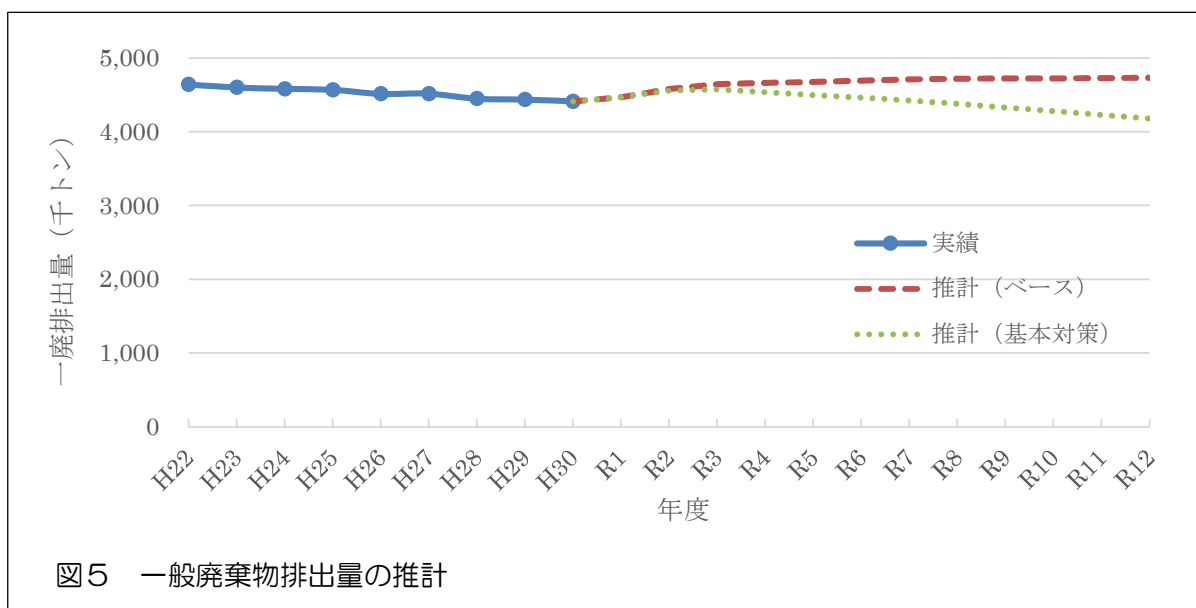
図4 産業廃棄物(上下水汚泥除く)排出量と国内総生産の関係

表4 将来排出量の推計に用いた指標

	2025 年度	2030 年度
都内人口 (千人)	14,171	14,129
世帯数 (千世帯)	7,177	7,229
国内総生産 (10 億円)	551,308	566,918
都内民間最終消費支出 (10 億円)	44,840	46,630
降水量 (mm) ※H22～R1 の平均値	1,646	1,646

(3) 将来排出量の推計結果

○ 将来排出量の推計結果は以下のとおり（図 5、図 6 参照）



【一般廃棄物】

- 一般廃棄物の将来排出量は、世帯数の増加に伴いベースシナリオでは微増で推移し、2025（令和 7）年度に 472 万トン、2030（令和 12）年度に 474 万トンになると推計
- 一方、基本対策ケースでは、プラスチック対策及び食品ロス対策により減少傾向に転じ、2025（令和 7）年度に 441 万トン、2030（令和 12）年度に 416 万トンになると推計

【産業廃棄物】

- 産業廃棄物の将来排出量は横這いで推移し、2025（令和 7）年度に 2,762 万トン、2030（令和 12）年度に 2,790 万トンと推計

- 2020（令和 2）年度に我が国の経済がコロナ禍により落ち込んだにもかかわらず、産業廃棄物の排出量に影響が出ていないように見えるのは、上下水道汚泥以外の産業廃棄物は、国内総生産の落ち込みに伴って排出量が減少したが、一方で上下水道汚泥が増加し、両者が打ち消し合っていることが理由
- 一方、基本対策ケースでは、プラスチック対策の効果はあるものの、2025（令和 7）年度に 2,760 万トン、2030（令和 12）年度に 2,786 万トンとなり、排出削減の効果は微量

3 将来リサイクル量

（1）一般廃棄物

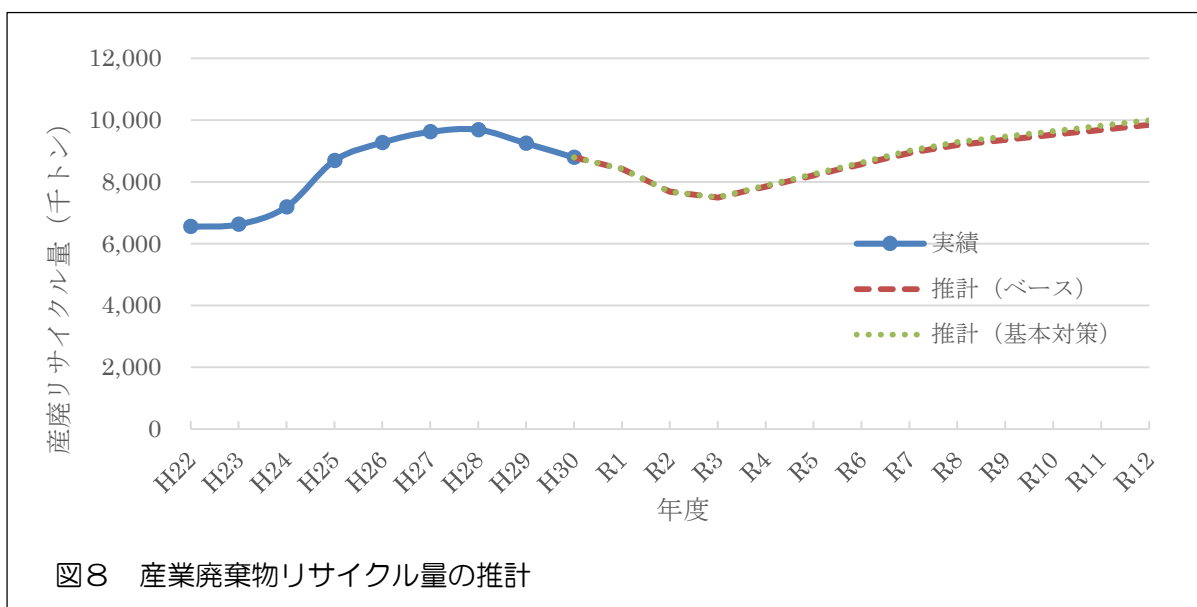
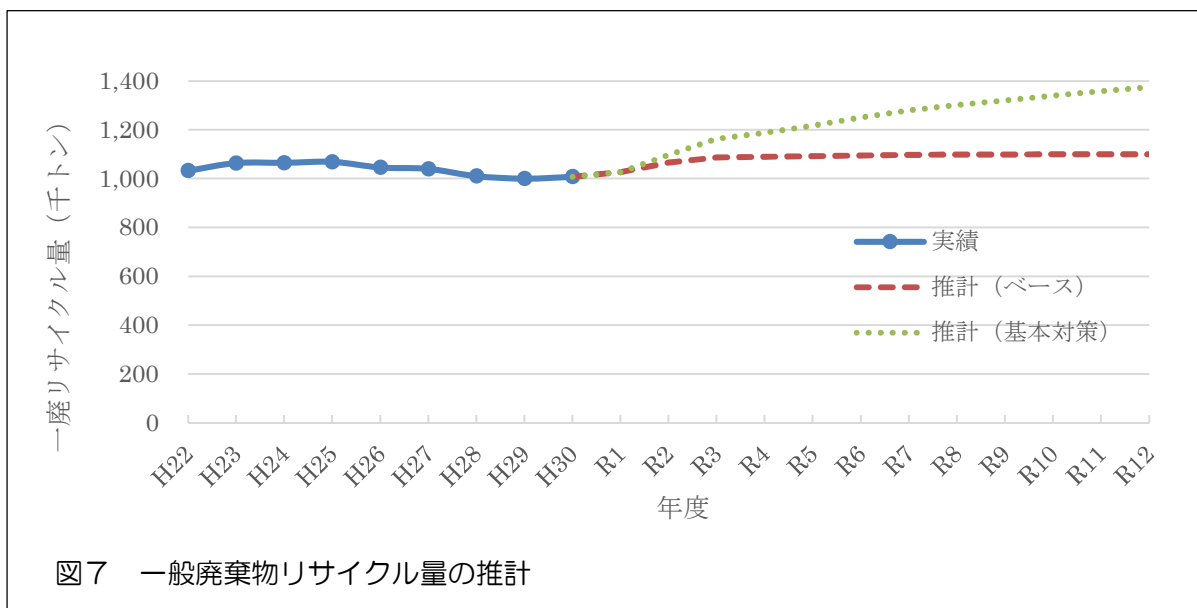
- 家庭から排出されるごみの質や分別の方法などのリサイクルに影響すると考えられる要素については、現在と変わらないと仮定
- ベースシナリオの一般廃棄物リサイクル量は、将来排出量（収集＋持込）に 2018（平成 30）年度のリサイクル率を乗じて算出
- 基本対策シナリオの一般廃棄物リサイクル量は、東京二十三区清掃一部事務組合の焼却灰資源化計画の値を計上
- また、区市町村における容器包装プラスチックについて、現時点で一人当たり分別収集量が都内平均に満たない区市町村が、2030（令和 12）年度までに平均まで引き上げると仮定してリサイクル量に計上するとともに、プラスチック削減プログラムに基づく焼却量削減分がリサイクルに回るものと仮定して計上

（2）産業廃棄物

- 産業廃棄物の質や種類の区分などのリサイクルに影響すると考えられる要素については、現在と変わらないと仮定
- ベースシナリオの産業廃棄物リサイクル量は、種類ごとの排出量に 2018（平成 30）年度のリサイクル率を乗じて算出
- プラスチック削減プログラムに基づく焼却量削減分の一部がリサイクルに回るものと仮定して計上
- 基本対策シナリオの産業廃棄物リサイクル量は、建設廃棄物のリサイクルについて、直近のリサイクルの実績を踏まえて追加量を計上

（3）将来リサイクル量の推計結果

- 将来リサイクル量の推計結果は以下のとおり（図 7、図 8 参照）



【一般廃棄物】

- 一般廃棄物の将来リサイクル量は、世帯数の増加に伴いベースシナリオでは極めて微量の増加で推移し、2025（令和 7）年度に 110 万トン、2030（令和 12）年度も 110 万トンになると推計
- 一方、基本対策ケースでは、プラスチック対策及び食品ロス対策により明確な増加傾向となり、2025（令和 7）年度に 129 万トン、2030（令和 12）年度に 138 万トンに拡大

【産業廃棄物】

- 産業廃棄物の将来リサイクル量は、ベースシナリオは排出量の動きと同様に増加傾向で推移し、2025（令和 7）年度に 913 万トン、2030（令和 12）年度には 993 万トンに拡大すると推計

- 産業廃棄物の排出量が微増で推移しているのに比べてリサイクル量が拡大するというよりも、2015（平成 27）年度をピークに低下してきたリサイクル率が元に戻ると解釈するのが適当
- 一方、基本対策ケースでは、排出量が多い建設廃棄物のリサイクル率の若干の向上を見込んでいるため、若干の上乗せで推移し、2025（令和 7）年度に 920 万トン、2030（令和 12）年度に 1,009 万トンに拡大

4 将来最終処分量

（1）一般廃棄物

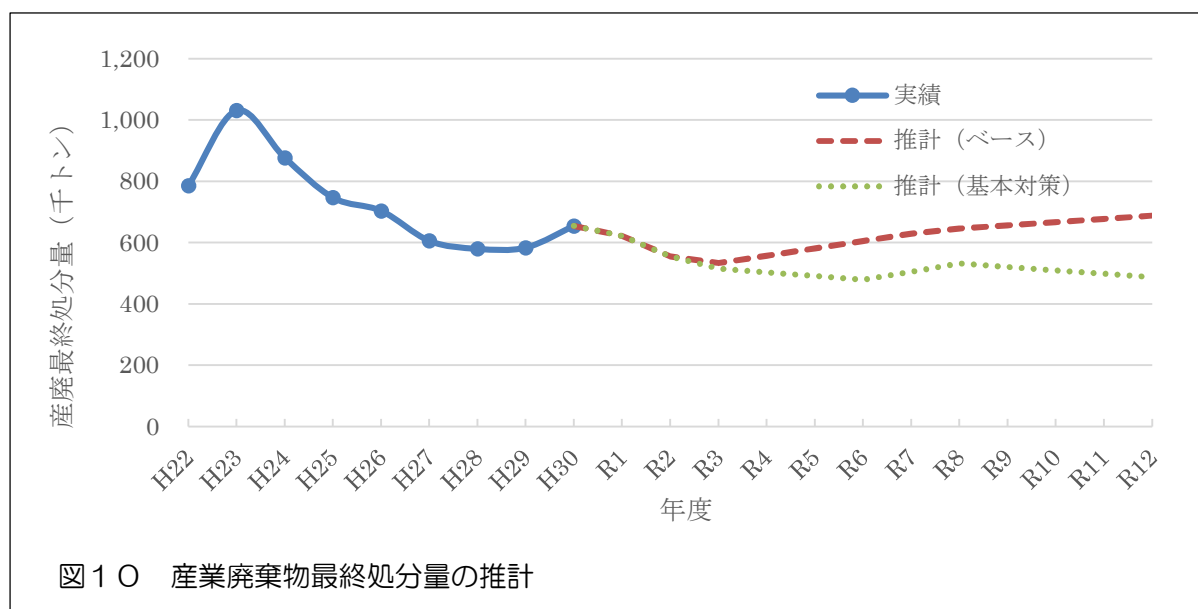
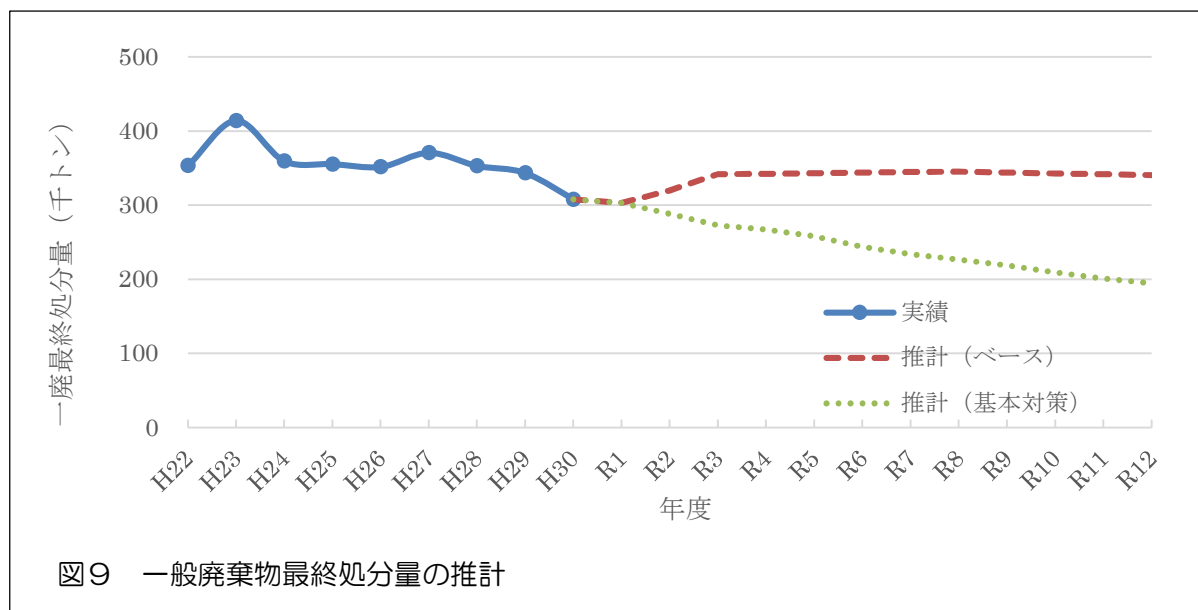
- 23 区から排出される一般廃棄物の最終処分量は、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」（2021（令和 3）年 2 月策定済み）で示されている値を基本対策シナリオの値に設定
- 多摩部では 2018（平成 30）年度に最終処分量ゼロを達成しているため、今後も継続されるものと仮定
- 島嶼部は地理的な制約が多く、今後も状況に変化はないものと仮定し、総排出量（収取＋持込）に直近（2018（平成 30）年度）の最終処分率を乗じて算出

（2）産業廃棄物

- 産業廃棄物の最終処分量は、排出量から処分に伴う減量化量及びリサイクル量を控除して推計
- 減量化率は、2018（平成 30）年度における産業廃棄物の種類ごとの減量化率を採用

（3）将来最終処分量の推計結果

- 将来排出量の推計結果は以下のとおり（図 9、図 10 参照）



【一般廃棄物】

- 一般廃棄物の将来最終処分量は、世帯数の増加にもかかわらずベースシナリオでは横這いで推移し、2025（令和7）年度に34万トン、2030（令和12）年度も34万トンになると推計
- 一方、基本対策ケースでは、東京二十三区清掃一部事務組合が行う焼却灰のセメント原料化の効果が大きく、2025（令和7）年度に22万トン、2030（令和12）年度には19万トンに減少

※多摩部の焼却灰は、2006年度から既にその全量をエコセメントの原料にしており、今回の推計では織り込み済みのものとして計算

【産業廃棄物】

- 産業廃棄物の将来最終処分量は、ベースシナリオは排出量の動きと同様に増加傾向で推移し、2025（令和 7）年度に 64 万トン、2030（令和 12）年度も 69 万トンになると推計
- 一方、基本対策ケースでは、排出量が多い建設廃棄物のリサイクル率の効果を見込んでいるため、2025（令和 7）年度に 61 万トン、2030（令和 12）年度に 63 万トンになると推計

5 将来推計量のまとめ

- 2 つの将来シナリオのうち、対策の効果を反映した基本対策シナリオにおける将来推計結果は表 5 のとおり

表 5 将来推計量のまとめ

区分		2018（H30）年度 （実績）	2025（R7）年度 （計画目標）	2030（R12）年度 （計画目標）
一般 廃 棄 物	排出量	441 万トン	441 万トン	416 万トン
	再生利用量	101 万トン 再生利用率 22.8%	129 万トン 再生利用率 29.4%	138 万トン 再生利用率 33.3%
	最終処分量	31 万トン	22 万トン	19 万トン
産 業 廃 棄 物	排出量	2,656 万トン	2,760 万トン	2,786 万トン
	再生利用量	879 万トン 再生利用率 33.1%	920 万トン 再生利用率 33.3%	1,009 万トン 再生利用率 36.2%
	最終処分量	66 万トン	61 万トン	63 万トン
最終処分量合計		96 万トン 最終処分率 3.1%	84 万トン 最終処分率 2.6%	82 万トン 最終処分率 2.6%

6 新たな目標

(1) 処理に関する基本的事項

- 東京都資源循環・廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 の規定に基づき策定する廃棄物処理計画では、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項を定める必要
- 現行計画では、処理の現状の他、一般廃棄物の再生利用率及び最終処分量を定量目標として設定
- したがって、次期計画においても、基本的事項に係る新たな目標として、一般廃棄物の再生利用率及び最終処分量を定量目標として設定

(2) 目標設定レベル

- 東京都で策定した長期戦略及び基本計画並びに区市町村や一部事務組合が策定した基本計画等で掲げられている定量目標を考慮
- 「持続可能な資源利用」を実現する観点から、都全体で取り組むことで実現が可能なレベルとして設定

(3) 目標値の検討

- 基本対策シナリオには、経済動向を含め不確定な要素が多く含まれているため、実効性を考慮すると直近の実績と表 5 の推計値と間に設定するのが現実的
- 一般廃棄物の再生利用率については、現状においても現行目標である 27%との間に乖離があるものの、プラスチック対策等の進展が見込まれるため、次期計画においては上乗せすることとし、最終処分量については、景気の上振れに伴い事業系廃棄物の最終処分量が増加に転じる可能性があるため、保守的な数値を設定
- したがって、新たな計画目標としては以下を提案

表 6 新たな計画目標値

項目	2025 (R7) 年度	2030 (R12) 年度
一般廃棄物再生利用率	30%	37%
最終処分量（一廃＋産廃）	85 万トン	83 万トン

- これまでの廃棄物施策の効果及び取組の進捗を把握するため、表 6 に掲げるものの他、以下のものを計画目標として設定

表 7 その他の計画目標値

項目	2025 (R7) 年度	2030 (R12) 年度
プラスチック焼却削減量	—	40% (2017 年度比)
食品ロス削減量	—	38 万トン
区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	—

(4) 指標

- 上記表 6 及び表 7 に掲げる計画目標を補足するため、各種の指標を設定し、施策の効果及び取組の進捗を把握
- 廃棄物施策だけでなく、持続可能な資源利用の進捗を把握するため、参考指標を併せて設定

表 8 指標

性格	指標
廃棄物行政の取組の進捗を測るための指標	・電子マニフェスト普及率 ・第三者評価事業者への産廃処理の委託割合 ・PCB 処理量 ・域内の不法投棄件数
資源効率性を測るための指標（参考）	・資源生産性 ・一人当たりの天然資源投入量 ・入口側の循環利用率 ・出口側の循環利用率

東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（案）

I 資源の持続可能な利用を促進する方策に関わること

今後、新興国等の経済成長による世界全体の資源消費量が増加することに伴い、資源の需給逼迫に起因する資源の制約が大きくなり、また、自然による人類への寄与が世界的に悪化していくことが見込まれている。このような状況の中で、持続可能な資源利用を達成するためには、どのような施策を講じるべきか。

1 資源ロス削減を促進する必要性が高い分野及び方策

今後、地球規模での資源制約や環境制約が益々厳しくなる中で、持続可能な資源利用を達成するためには、家庭や事業者が様々な効用を得るために消費している多種多様な製品や原材料（以下「製品等」という。）のうち、その潜在的な価値を十分に利活用せずに廃棄されるものについては、先ずはその廃棄量を大幅に削減しなければならない。また、技術的かつ経済的に、より環境負荷の少ない手段を採り得る場合には、その代替手段を推進していくことが求められる。

資源ロスを削減するため、以下の施策に取り組む必要がある。

【施策の方向性】

① プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進〈重点〉

⇒ 2019（令和元）年12月に策定した「プラスチック削減プログラム」に基づき、使い捨てプラスチック製品の使用削減、過剰包装削減などの他、これまで使い捨てていたプラスチック製品のリユース促進などの廃棄物にしない取組を進める必要がある。そのため、都は、消費者やメーカー等と連携し、プラスチックの持続可能な利用に向けた施策を推進するべきである。

⇒ 2021（令和3）年3月に策定予定の「食品ロス削減推進計画」に基づき、賞味期限・消費期限の正しい理解、食べ残しの削減、行動変容などを進める必要がある。そのため、都は、消費者及び食品メーカー、卸売・小売事業者等の事業者と連携し、食品ロス削減に向けた施策を推進するべきである。

② 廃棄物の発生抑制

⇒ 家庭ごみの発生抑制を進めるため、既に導入している多摩地域の多くの市町村で効果が認められている家庭ごみの有料化について、区部や島しょ地域においても導入を検討するべきである。一方、既に家庭ごみを有料化している多摩地域の市町村においても、料金の適正化等を含めた家庭ごみの更なる排出抑制について検討することが望まれる。そのため、都は、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」の場を通じて、家庭ごみの有料化の効果についての情報共有を行うべきである。また、家庭ごみの発生抑制には、その排出主体である都民の理解が不可欠であるため、区市町村と連携して、地域の実情に

応じた消費者教育等を行うことが望ましい。

⇒ 区市町村が処理している事業系ごみの発生抑制についても併せて進めるべきである。そのため、区市町村や一部事務組合の処理施設で受け入れる際の料金の適正化や、排出事業者責任の強化などにより、排出事業者が自らの廃棄物の排出を抑制するよう誘導していく必要がある。

⇒ 都内に多数存在するオフィスや商業施設（以下「オフィス等」という。）からは、書類、新聞・雑誌、段ボール（以下「書類等」という。）が多く排出される。資源ロス削減の観点からは、今後、様々な場面での事務手続きの電子化の推進が見込まれる中で、オフィス等における書類等の削減が可能であることから、都及び区市町村は、オフィス等に対して事務手続きの電子化などを働きかけることにより書類等の排出削減を促していくべきである。

2 廃棄物の循環利用を更に促進する必要性が高い分野及び方策

持続可能な資源利用を考える際、上記の資源ロス削減などに努めることにより廃棄物の発生抑制（Reduce）に最大限努めることを前提とした上で、一度使用したものでもまだ使えるものは再使用（Reuse）、使えないものについては他の製品等の原材料として再生使用（Recycle）に仕向けることにより廃棄物の循環利用を従来以上に推し進める必要がある。

廃棄物の循環利用を進めるに当たり、廃棄物・リサイクル進捗を把握するための関連データを整備しつつ、以下の施策に取り組む必要がある。

【施策の方向性】

① 家庭系プラスチックごみの循環利用促進

⇒ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく家庭から排出されるプラスチック製の容器包装ごみのリサイクルを強力に推進するとともに、新たに公布されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、使用済みプラスチック製品のリサイクルを促進する必要がある。また、新たな制度の実効性を高めるため、都は分別収集を担う区市町村に対して、必要性に応じた技術的・財政的支援を行うことが必要である。

⇒ プラスチックには多種多様なものがあり、そのリサイクルにも多くの手法があるが、プラスチックのライフサイクルで見た場合の環境負荷を低減するためには、元の製品と同等の製品の原材料に戻す「水平リサイクル」を目指すべきである。プラスチックの水平リサイクルを実現するためには、技術的な課題だけでなく社会制度上の課題も多いため、都は、リサイクル事業者、メーカー、小売業者などと連携し、実効的な仕組みを構築するのが望ましい。

② 事業者による循環利用促進〈重点〉

⇒ 事業者が過去に製造又は販売した製品等をリサイクルする場合や古繊維等の専ら再生利用を目的とする廃棄物をリサイクルする場合に、当該事業者が店頭回収などの仕組みを構築が容易になるよう、法令等の運用の見直し、再生利用指定その他の規制緩和措置を活用するなどの支援を実施するべきである。

⇒ オフィス等から排出される廃棄物のリサイクルを進めるため、区市町村が大規模建築物の所有者等に届出を義務付けている再利用計画書を活用するとともに、一般廃棄物に係る指導権限を有する区市町村と、産業廃棄物に係る指導権限有する都が共同してオフィス等に対して助言するなどにより、オフィス等から排出される廃棄物のリサイクルを推進するべきである。この際、オフィス町内会などを通じてリサイクルする仕組みができていない地域では、この仕組みを積極的に活用するのが有効である。

⇒ また、大規模建物から排出される廃棄物の量を見える化することで、排出事業者の廃棄物に関する意識を向上することが見込めるため、廃棄物の見える化の方策について検討することが望ましい。

⇒ 技術的に確立されているにもかかわらずリサイクルルートがないために焼却や埋め立て処分されている廃棄物について、持続可能な資源利用の観点だけでなく、最終処分場の延命化を図る観点からも、リサイクルルートを拡大するべきである。具体的には、区市町村の清掃工場から排出される焼却灰のセメント原料化、雑紙の紙製品原料化や固形燃料化、紙おむつのパルプ原料化や固形燃料化がある。また、既に要素技術の開発などが進んでいる太陽光パネルについても、高度循環の仕組みを構築することが望ましい。

③ 再生品の利用促進

⇒ 廃棄物として排出される量が多い建設廃棄物について、その最終処分量を更に削減する必要がある。そのため、工事現場での分別徹底によりリサイクルを促進するとともに、再生砕石や再生骨材コンクリート等の利用拡大を図り、現在、建設資材や原材料としての広範な需要が認められていない建設泥土改良土についても、リサイクルの優先順位付けや現場内での優先利用を制度面から促進するなど、利用方策について検討するべきである。

3 資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映

資源の持続可能性を考える場合、製品等の廃棄やリサイクルにおける環境負荷だけでなく、それら製品等を作るまでの環境負荷をも考える必要がある。そのため、資源の持続可能性のレベルの向上を図るためには、財やサービスを生み出す者及び消費する者が、資源の採取から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルでの環境負荷の削減を意識しつつ、行動に移すことが求められる。

ステークホルダーの行動を促進させるため、以下の施策に取り組む必要がある。

【対象と施策の方向性】

① 製品等のより良い使い方に向けた取組促進

⇒ 我が国でも、個別リサイクル法にみられるように、製品等が廃棄された後も生産者や販売者が一定の責任を負うという「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）」の考え方が普及してきたが、未だ十分であるとはいえない。資源のライフサイクルにおける環境負荷を削減するためには、メーカーが環境に配慮した製品設計、製品の長寿命化、製品スペックの適正化、より環境負荷が少ない原材料への転換などを実施する必要があるため、都はメーカー等がそれらの取組に率先して取り組めるような環境整備を進めるべきである。

② 環境に配慮した製品の選択

⇒ 生産者が拡大生産者責任に基づいた取組を実施し、環境に配慮した製品を生産したとしても、消費者がそのことを知り、その製品を選択できるようにならなければ意味はない。そのため、都は、意識ある消費者が環境に配慮した製品等を選択できるよう、生産者の取組やその製品等について情報提供する仕組みを検討するべきである。

⇒ また、第三者が認証するタイプ I 環境ラベル ISO14024 を取得した製品等の普及啓発や東京都グリーン購入ガイドの拡充を行うとともに、環境に配慮した製品及びサービスの新たな創出を促す施策も併せて検討することが望ましい。

③ 海ごみ対策の推進

⇒ 海の生態系への脅威となることが危惧されている海洋へのプラスチックごみの流出防止に向け、東京の海ごみ問題を都民に広く啓発し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげるとともに、海ごみやマイクロプラスチックの実態を把握するための、継続的なモニタリング調査を実施していくことが必要である。

Ⅱ 廃棄物処理システムに関わること

東京では、超高齢化や人口の減少等に伴う社会構造の変化が進行しており、あらゆる分野で社会の仕組みの修正を余儀なくされている。また、今後、資源循環に対する社会のニーズが益々多様化し、その要求レベルが一層高まることが想定される中、これらのニーズに十分に対応できる体制が構築できているとは言い難い。このような状況の中で、廃棄物の適正処理及びリサイクルを確保するためには、どのような施策を講じるべきか。

1 超高齢社会の到来や人口の減少等に伴う社会構造の変化への対応

体力や認知機能の衰えなどによりごみ出しが困難となる高齢者や、言語や生活習慣が異なる外国人の増加が見込まれるため、これらの人々に適切なごみ出しが可能となるよう何らかのサポートが必要である。また、廃棄物処理やリサイクルの主な担い手である生産労働人口が 2025（令和 7）年以降減少していくことが見込まれるなど社会の構造が変化していく中で、個々の処理業者等の事業を維持発展させていく必要がある。

これら社会構造の変化に対応するため、以下の施策に取り組む必要がある。

【対象と施策の方向性】

① 適切なごみ出し支援

⇒ 今後増加すると見込まれる一人暮らしの高齢者のごみ出しをサポートするため、既に一部の区市町村で行われている個別収集や、福祉部門と連携した「ふれあい収集」などを普及拡大するべきである。また、一人暮らしの高齢者宅の遺品整理について、廃棄物処理法上の取扱を整理するとともに、一時的に大量の不用品や粗大ごみが排出されることが想定されることから、受入れ態勢について検討することも必要である。

⇒ 今後も、観光や就労で日本を訪れる外国人が一定数存在することが見込まれる。言語だけでなく生活習慣も異なるそれら外国人が適切にごみを出せるよう、ごみ出しに係る普及啓発資料を多言語で表記し、外国人に理解してもらう努力をする必要がある。ただし、標記可能な言語数に限界があるため、ごみ箱への表記などについては、言語に頼らないピクトグラム表記等も有効である。

② 事務処理に係る業務等の効率化（新規）

⇒ 我が国の生産労働人口の減少に伴い都内で廃棄物処理やリサイクルに従事する人も減少することが見込まれる。このような状況の中で、個々の処理業者等がその事業を維持し発展させていくためには、先ずは、処理業者等自らが業務等の効率化を一層進める必要がある。現在、国の主導により産業廃棄物処理の委託において電子マニフェストの導入が進められているところであるが、それ以外にも廃棄物処理に関わる事務手続きの電子化、ICT（Information and Communication Technology）や RPA（Robotic Process Automation：パソコンなどにより行っている事務の一連の作業を自動化するソフトウェア）などの活用による事務作業の効率化を進める必要がある。

⇒ また、既に多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書については、2020（令和 2）年 4 月から電子申請システムを用いた届出が実施されているが、今後、国

や東京都で進めている DX（デジタル・トランスフォーメーション）の一端として、法令等に基づく行政への報告や許可申請なども、国と連携し、積極的に電子化を図るべきである。

③ 社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築〈新規・重点〉

⇒ 社会構造が大きく変化している中で、一定のパフォーマンスを維持するためには、限られた人的・物的資源を効果的に運用できる仕組みが必要である。一般廃棄物収集運搬業の許可は、23 区では一体的な運用がなされているものの、多摩地域では当該市町村の地域内でしか業務が行えないため、結果として適正処理に支障が生じる場合がある。例えば、大量の剪定枝や特殊な技術を要する薬品などについて、排出場所を管轄する市町村の施設で処理できない場合は、他の地域に運搬することが必要になるにもかかわらず、現状では搬出先の許可の取得が難しく、当該廃棄物の保管を余儀なくされるといった事例がある。したがって、区市町村の区域を越えた地域横断的な収集運搬ができるような仕組みを検討する必要がある。

⇒ また、オフィスや商業施設から排出される廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を処理業者に委託する場合、排出事業者責任を明確にするため、基本的にはテナントが排出事業者となっているが、一つの建物に複数の収集運搬業者が出入りするといった非効率が生じている。また、地域で見ても、狭いエリアに複数の収集運搬業者が出入りするといったことがある。そのため、廃棄物処理業者間で連携した収集運搬などを促進することにより、廃棄物業界全体での効率化を促進するべきである。

2 廃棄物処理システムの強化

我が国の廃棄物処理及びリサイクルは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や各種リサイクル法により構築された制度のもと、廃棄物処理が適正化され、かつ、リサイクルが促進されてきた。しかし、未だに不適正処理が後を絶たず、また、廃棄物業者や施設に対する世間の認証が十分に得られているとは言い難い状況の中で、廃棄物処理及びリサイクルに係る事業者が有する能力のポテンシャルを十分に発揮できていない。更には、今後リサイクルを加速させるためには、処理後物の品質管理が求められてくる。したがって、世間からの信頼を得た形でより一層の廃棄物処理を適正化し、リサイクルを促進するため、廃棄物処理・リサイクルのシステムとしての強化及び高度化を図る必要がある。

【対象と施策の方向性】

① 個々の処理業者等のポテンシャル向上

⇒ 社会基盤としての廃棄物処理システム全体を強化するためには、先ずは個々の廃棄物処理業者及びリサイクル業者が、排出事業者の廃棄物処理・リサイクルに係るニーズを汲み取り、適正・確実な処理を実施しつつ、環境負荷削減に向けた取組を行うなど、処理能力ポテンシャルの向上に努める必要がある。そのため、都は、第三者評価制度を充実強化し、廃棄物処理業者やリサイクル業者の一層の取組を促すことが必要である。また、そのような優良事業者が排出事業者から選択されるような環境づくりを進めていくことも求められる。

⇒ 安定的な廃棄物処理を維持しつつ環境負荷を更に削減するため、廃棄物処理業者及びリサイクル業者は、排出から処理・リサイクルまでの処理プロセス又は事務プロセスにおいて、ICT や AI (Artificial Intelligence) などの先進的な技術を導入し、廃棄物処理の高度化により処理後物の品質向上に努め、よりレベルの高いリサイクルを志向するべきである。

② 一般廃棄物処理施設の広域化・集約化〈新規〉

⇒ 2025 年度をピークに都内の人口が減少傾向に転じることを踏まえると、今後、行政が行う事業の広域化や連携強化が益々求められる。一般廃棄物処理事業については、歴史的経緯から 23 区では既に広域的処理が実施されているが、多摩地域では、一部の地域で一部事務組合が設置されているものの、多摩地域全域にわたる広域化は行われていない。そのため、特に多摩地域における広域化の検討を進める必要がある。また、区市町村が設置運営する一般廃棄物処理施設の効率的な稼働や維持管理コスト削減の観点から、当該施設の集約化についても検討するべきである。

⇒ 島嶼における廃棄物処理・リサイクル事業については、その地理的な制約に加えて、人的、財政的にも厳しい事情があるため、廃棄物処理・リサイクルを安定的、継続的に実施できるよう、その体制について検討する必要がある。

③ 廃棄物の新たな処理の仕組みの構築〈新規・重点〉

⇒ 農薬その他の化学薬品、炭素繊維製品、リチウムイオン電池などの処理やリサイクルが困難な廃棄物が今後増加する可能性があるが、必ずしも適切に処理する方策が構築されているわけではない。したがって、それらの廃棄物を適正に処理するため、処理困難性やリスクの評価も含め、区市町村と連携し、処理の制度的な枠組みを検討する必要がある。

⇒ 生ごみや剪定枝といったバイオマス資源は、今後、ゼロエミッションの観点から注目が集まると考えられるが、廃棄物処理の観点からは、収集運搬の効率性の問題や臭気発生などの環境衛生上の問題などもあり、持続可能な資源としてのポテンシャルを十分に引き出せていないのが現状である。したがって、これらバイオマス資源の活用方策を検討するとともに、地域での循環の仕組みを検討する必要がある。

⇒ これまでも、スーパーエコタウン事業において、公共関与の下で都内から発生する廃棄物のリサイクル促進及び最終処分量の削減に取り組み、一定の成果を得られた。しかし、特に産業廃棄物については、その中間処理及び最終処分を他県の施設に依存していることから、都内から排出される産業廃棄物について、リサイクルの高度化及び最終処分量の更なる低減を目指し、新たに先進的な処理技術の導入を含め、処理施設のあり方等を検討する必要がある。

④ PCB 廃棄物対策及び不法投棄対策の推進

⇒ 変圧器やコンデンサーなどの電気機器の他にも幅広い用途で使用されてきたポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）やその混合物等の廃棄物は処理期限が決まっているため、都は、現在使用している PCB 機器、使用済みのものとして保管されている機器の所在を把握し、その所有者に対して PCB 廃棄物の処理を促していく必要がある。

⇒ 地域環境への甚大な影響を及ぼす廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法の規制強化や各自治体の取組強化が功を奏し、その件数、量ともに確実に減少してきているものの、不法投

棄の撲滅には至っていない。不法投棄は、件数の約8割を建設系廃棄物が占めることから、都は、その主要な発生場所として考えられる解体現場等への立入指導を引き続き行う必要がある。

3 静脈ビジネスの活性化

廃棄物処理の適正化を図るため、毎年のように廃棄物処理法の規制強化がなされてきたが、近年、この規制の存在が却ってリサイクルの取組を阻害するなどの矛盾が見られるようになってきた。また、最近、拡大生産者責任の意識の高まりと相俟って、製造者や販売者が過去に販売した製品を自ら回収する取組が出てきている。したがって、資源循環を推進する観点から、廃棄物処理法等の運用も含め、これら事業者の新たな取組を促すような仕組みを検討する必要がある。

【対象と施策の方向性】

① 新たな事業の創出

⇒ 事業者や業界団体の資源循環に係る自主的な取組を促すため、廃棄物処理やリサイクルの関連情報を提供するとともに、事業系 3R アドバイザーの積極的な活用などにより、必要な助言を実施するべきである。ただし、新たな取組には不確定要素が多く、事業者が取組を事業化する上でのハードルが存在することも考えられることから、このハードルを下げるため、都は、試験的に社会実験を行う場を提供して、フィールドでの課題の抽出、事業性を評価できるようモデル事業を活用することも推進するべきである。

② 環境対策と経済の両立〈重点〉

⇒ EU を中心に、これまで無駄にしてきたものから新たな価値を創出し、経済を活性化させるサーキュラー・エコノミーへの転換に向けたプログラムが進行している。サーキュラー・エコノミーに貢献する取組には、サービサイジング、シェアリング、リペア、アップグレードなど様々なものがあるが、都においても、サーキュラー・エコノミーへの転換を図るための枠組みを検討し、事業者の取組を後押しするべきである。

⇒ 新型コロナウイルス感染症を契機に、世界的に ESG (Environment, Social, Governance) 投資考え方に再度注目が集まり、今後、企業に対してサステナビリティ（持続性）及びレジリエンス（回復力）を求める声が益々高まることが想定されている。また、経済復興のために投入される公的資金はグリーン経済の推進に寄与する視点で投入するべきという考え方（グリーンリカバリー）が急拡大している。これらの状況を踏まえると、静脈分野に関わる事業者には、廃棄物や再生資源を適正かつ確実に取り扱うことに留まらず、持続的な企業価値の向上を目指すことが求められる。したがって、都は、廃棄物処理法遵守や環境負荷削減の観点だけでなく、事業者の持続的な企業価値向上を促すという観点から、静脈ビジネスの活性化を図るべきである。

Ⅲ 社会的課題への適応に関わること

世界は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大や地球規模での気候変動に直面するなど、これまでに経験したことのない危機に晒されているといっても過言ではない。また、近年、大型台風が上陸し、河川の氾濫による被害が広域的に発生しており、大規模な自然災害への備えも喫緊の課題である。一方、東京の資源循環に目を転じると、資源循環に係る法令の制度などが時代遅れとなり、新たな社会的な課題への対応が困難になりつつある。このような状況の中で、資源循環に対する都民の負託に応えるためには、都固有の課題に迅速かつ的確に対応しつつ、グローバルの課題にもチャレンジし、持続可能な資源循環の実現することで、大都市としての責務を果たす必要があるのではないか。

1 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、生産拠点の操業停止や物流の停滞などを招き動脈分野だけでなく、静脈分野にも多大な影響を及ぼしている。社会基盤としての廃棄物処理及びリサイクルの機能を維持するためには、廃棄物処理業者及びリサイクル事業者が自らの事業の継続を図れるようにするべきである。

【対象と施策の方向性】

① 廃棄物処理業者やリサイクル事業者が各々取り組むべき対策の推進〈新規〉

⇒ 今般の新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後、新種の感染症が発生した場合をも想定し、これら感染症への備えを万全にするため、国が策定したガイドラインやマニュアル等を処理業者等に周知徹底すべきである。

⇒ 廃棄物処理及びリサイクルシステムを維持するため、各廃棄物処理業者やリサイクル事業者による事業継続計画の策定その他事業継続を図る取組を促進する必要がある。事業継続を図る取組として、廃棄物処理業者が同業者と連携する仕組みを構築しつつ、排出事業者も廃棄物処理の委託先を二重化するなど、廃棄物処理業者が新型コロナウイルスにより事業停止に追い込まれた時にも円滑に廃棄物処理が行えるよう準備しておくことが望ましい。

② 3R システムのレジリエンス向上〈新規〉

⇒ 廃棄物処理やリサイクルの処理プロセスには、選別作業のように労働集約的に行っている作業があり、また、紙ベースの廃棄物処理委託契約書や産業廃棄物マニフェストの管理なども人手により行っている事業者が多い。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応としては、「三密」を回避するとともに、モノを媒介とする接触感染を避けることが最優先である。選別作業のように高度な技術を必要とするプロセスの自動化には相当の困難があるものの、処理業者は、処理プロセスの自動化や事務プロセスの電子化を加速するなど、業務の省人化及び非接触化を積極的に図っていく必要がある。また、都は、処理業者等が先端的な取組にチャレンジできるような環境を整備することが求められる。これらの取組を地道に継続していくことが個社及び社会システムとしてのレジリエンスを向上することに繋がる。

2 首都直下地震などの災害への対応力強化

近い将来に発生するといわれている首都直下型地震や、大型台風の上陸に伴う風水害などの大規模自然災害に備え、都は2017（平成29）年6月に東京都災害廃棄物処理計画（以下「災害廃棄物処理計画」という。）を策定し、首都直下型地震を想定した災害廃棄物の発生量や処理の方向性を示すとともに、関係主体の役割分担や連携の方法等を提示した。近年、大型台風の上陸が頻発していることを踏まえ、風水害に伴い発生する災害廃棄物について対応を強化する必要がある。そのため、今後、本計画の実効性を高めるため、以下に示す施策に取り組む必要がある。

【対象と施策の方向性】

① 風水害等への対応強化

- ⇒ 基本的な処理フローは大規模地震災害と変わらないが、水害が発生するとモノが濁水に浸かるため、有機物の腐食に起因する環境衛生上の問題や、土砂が混ざることによる処理の困難性の増加など、地震に伴う廃棄物処理とは異なる側面が生じる。そのため、令和元年に発生した台風被害等による経験も踏まえ、災害廃棄物処理計画を充実していく必要がある。
- ⇒ 廃棄物処理法上、災害廃棄物は一般廃棄物であるため、区市町村が第一義的に災害廃棄物の処理責任を負っている。そのため、全ての区市町村において災害廃棄物処理計画を早急に策定する必要があるが、区市町村の中には、人的・財政的に余裕がないところが出てくるとも想定されるため、都は、このような区市町村に対して、技術的・財政的な支援を行うべきである。

② 災害時の機動力の向上（重点）

- ⇒ 災害廃棄物処理計画では、区市町村が自区域内の災害廃棄物を処理できない場合に備え、23区又は多摩地域が一体となり、地域で処理するための共同組織を設置することになっている。23区は歴史的な経緯もあり、23区が一体となった処理スキームを構築しているが、多摩地域の場合はそのような処理スキームがないため、早急に共同組織構築に向けた検討に入るべきである。
- ⇒ 大規模災害のような緊急時には、同時多発的に様々な事象が発生するため、それに対応する者の個々の力量が問われてくる。災害廃棄物の処理に当たっては、区市町村が通常の業務に加えて災害廃棄物の対応を行わなければならないため、職員への負荷は増大する。そのため、都は、区市町村の職員のスキルアップのため、国とも連携し、区市町村職員への研修、訓練等を引き続き実施する必要がある。
- ⇒ 災害廃棄物の多くを占めるがれき系の廃棄物は区市町村の施設では処理できない。平常時は、がれき系の廃棄物は産業廃棄物として処理されており、それに必要な資機材や技術は、産業廃棄物処理業者や建設業者が有していることから、産業廃棄物処理業界や建設業界との連携が不可欠である。都は、2007（平成19）年12月に東京産業廃棄物協会（協定締結時。現在は東京都産業資源循環協会に名称変更。）と、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結しているが、災害廃棄物処理は総力戦であり、他の団体の力も借りる必要があるため、関連団体と協力内容等について早急に協議し、協

定を締結することが必要である。

3 広域連携の推進

資源循環を巡る問題は、地域で対処すべきものからグローバルの問題まで幅広く存在するが、特に、気候変動やサプライチェーンなどのようにグローバルで考えなければならない問題は東京単独では解決できない。したがって、都は、海外の都市や周辺自治体とも連携して施策を実施するなど広域連携を促進すべきである。

【対象と施策の方向性】

① 国際連携の推進

⇒ 東京都は、気候変動対策に取り組む世界の大都市のネットワークである「C40」に 2006（平成 18）年 12 月から参画し、それ依頼、世界の大都市とともにグローバルな環境問題の解決に取り組んでいる。そのため、都は、大都市としての責任を自覚し、グローバルな環境問題の解決に向けて引き続き貢献していく必要あがる。

② 国内の広域連携の推進

⇒ 都は、経済及び産業の構造上、モノの生産及び廃棄物処理を少なからず他県に依存している。そのため、一都三県及び政令指定都市の首長で構成する九都県市首脳会議や、東日本の都県市で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 36）などの国内の広域連携の仕組みを活用して、リサイクルの促進や不法投棄の撲滅に向けた取組を引き続き実施するとともに、今後、広域的な源循環の仕組みの構築を検討する必要がある。

4 ゼロエミッションの観点から進めるべき方策

東京都は大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、2019（令和元）年 12 月に公表した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、2050（令和 32）年までにゼロエミッション東京の実現を目指すという野心的な目標を掲げている。したがって、資源循環分野においても、ゼロエミッション東京に貢献できるような施策を展開すべきである。

【対象と施策の方向性】

① 関連施策のゼロエミッション貢献

⇒ 上記のプラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、拡大生産者責任の拡大、環境に配慮した製品の選択、処理に係る業務等の効率化、一般廃棄物処理の広域化などの施策は、本来、各施策固有の目的を有しており、その達成のために実施すべきものではある。しかし、資源循環に係る施策は、そもそもエネルギーも含めたあらゆる資源の削減を志向しており、ゼロエミッションに貢献できる可能性が高い。世界中で脱炭素に向けた動きが加速する中で、都は、これらの施策をこれまで以上に積極的に推進すべきである。

② 施設の脱炭素に向けた取組〈新規〉

⇒ 廃棄物収集運搬車両の ZEV（Zero Emission Vehicle）化、清掃工場その他処理施設に設置されている設備・機器の省エネ化を推進するとともに、廃棄物処理施設における脱炭素

に向けた取組について検討する必要がある。また、清掃工場で生み出される電力、蒸気、温水などのエネルギーを効率的に活用できるよう、エネルギーの面的利用の推進に向けた検討を行うことが望ましい。

東京都資源循環・廃棄物処理計画 改定スケジュール(予定)

令和 2 年

- 1 月 11 日 廃棄物審議会総会（第 24 回）
計画部会（第 1 回）
・計画改定の視点

令和 3 年

- 1 月 13 日 計画部会（第 2 回）
・廃棄物処理の現状
・資源循環及び廃棄物処理に係る論点（案）
- 2 月 4 日 計画部会（第 3 回）
・資源循環及び廃棄物処理に係る個別論点
- 3 月 29 日 計画部会（第 4 回）
・将来推計と新たな目標
・個別論点に係る施策の方向性
- 4 月中旬 計画部会（第 5 回）
・中間まとめ素案
- 5 月中旬 廃棄物審議会総会（第 25 回）
・次期計画案（中間まとめ）
- 5 月下旬 パブコメ
区市町村意見聴取
（
・部会での審議（2 回程度）
・最終まとめ案
- 9 月上旬 廃棄物審議会総会（第 26 回）
・答申
- 9 月下旬 新計画策定